

論点メモ（省エネ法・温対法等（経済産業省・環境省））

- (1) 温室効果ガス排出量集計公表にかかる次期システムについて、前回の行政手続部会（平成 30 年 6 月 25 日）審議を踏まえ、お答えいただきたい。
- ① 前回部会でのご説明では、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告について、共通のインターフェースで行うことができるようシステムの抜本的な改革を行うとのことであったが、当該システム開発に係る検討状況及び 2021 年度の運用開始に向けたスケジュールについて、ご教示ください。
- ② 前回部会でのご説明では、次期システムに対応した共通様式において、国や多くの地方自治体で調査項目とされている事項を中心に「共通調査項目」を設け、自治体が独自に調査したい事項については「独自調査項目」を設けることを検討したいとのことであったが、検討状況などの進捗についてご教示ください。
- また、共通様式の案を事前に示すなど、今後の様式策定に向けた進め方及びスケジュールについてご教示ください。
- ③ また、オンラインでの報告にあたり、本人確認手続を行う予定はあるか。仮に ID・パスワードによる確認を行う場合、法人共通認証基盤との連携を行う予定はあるか、ご教示ください。
- (2) 行政手続部会（平成 30 年 6 月 25 日）でのご説明では、2021 年度の次期システム運用開始までの措置として、温暖化対策推進条例を定めている自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮いただくよう 2018 年度中に依頼するとのことであったが、依頼状況をご教示ください。また、文書等で依頼を行っている場合には、その内容を公表することについて検討いただきたい。
- 加えて、事業者の負担軽減への配慮の方法について、対応策を例示するとのことであったが、例示した対応策に対して、自治体がどのような反応を示しているか、ご教示ください。
- (3) 事業者の負担軽減への配慮の方法として、他の自治体の書式を認めるなどの働きかけを自治体に対して行っているか、また、そういった対応を行っている自治体はあるか、ご教示ください。
- (4) 事業者の負担軽減への配慮の方法として、自治体に対して、書式を紙ではなく電子的な方法で提供するよう依頼しているか、また、それに対して自治体が具体的に対応しているか、ご教示ください。

- (5) 各自治体が提出を求めている項目の一覧表の作成及び提示を行っているか（行う予定はあるか）、ご教示ください。
- (6) 行政手続部会（平成 30 年 6 月 25 日）でのご説明では、事業者の負担軽減への配慮の方法として、「条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法・温対法の報告書と重複する項目については、当該報告書を添付すればよいこととする」と例示されていたが、国から自治体に対して当該報告書の情報を共有するなど、当該報告書の添付すら不要とできるのではないかと。
- (7) 行政手続部会（平成 30 年 6 月 25 日）でのご説明では、事業者の負担を具体的に把握するため、また、対応方針が事業者のニーズに添えているか確認するため、2018 年度中にヒアリングを実施するとのことであったが、その結果をご教示ください。
- (8) 規制改革ホットライン（平成 30 年 1 月 18 日受付）に対する回答において、省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の重複する項目について、両者の連携が可能であるか 2018 年度中に検討し、連携可能である場合には 2019 年度調査から連携させて実施するとのことであったが、検討状況についてご教示ください。

以上